

モーダルシフト等推進事業実施要領

	平成 24 年 3 月 29 日	国総物第 110 号
改正	平成 24 年 8 月 23 日	国総物第 41 号
改正	平成 25 年 4 月 17 日	国総物第 7 号
改正	平成 26 年 6 月 27 日	国総物第 23 号
改正	平成 27 年 3 月 27 日	国総物第 73 号
改正	平成 28 年 6 月 23 日	国総物第 25 号

この実施要領は、モーダルシフト等推進事業費補助金交付要綱（平成 23 年 6 月 8 日付国政参政第 24 号。以下「交付要綱」という。）に定めるモーダルシフト等推進事業費補助金の交付等モーダルシフト等推進事業（以下「本事業」という。）の実施に当たって必要な事項を定める。

1. 用語

この実施要領において使用する用語は、交付要綱において使用する用語の例による。

2. 申請要件

(1) 補助対象事業者（交付要綱第 3 条）

交付要綱第 3 条で定める大臣の認定を受けることができる者は、貨物の輸送を委託する者である荷主企業及び貨物を実際に輸送する者である貨物運送事業者等物流に係る関係者によって構成された協議会とする。

なお、貨物の所有権を有する個々の荷主企業が、個別に協議会に参加することが困難な場合にあっては、荷主から貨物の輸送方法について委託を受けた貨物利用運送事業者等（貨物の輸送方法を決定する者に限る。以下この項において同じ。）についても、荷主と同様のものとして取り扱うものとする。

ただし、この場合において、輸送全体で CO₂ 排出量の削減が図られる必要があるため、原則として当該貨物利用運送事業者等にとって、補助対象事業の実施に伴う貨物の取扱量が増加する見込みである場合に限り認めるものとする。

さらに、協議会の構成員、輸送品目及び輸送経路等に鑑み、過去に本事業により補助金の交付を受けた事業と同一であると認められる事業を実施しようとする協議会については、認定を行わないものとする。

(2) 補助対象事業と補助対象経費（交付要綱第 4 条、別表 1、別表 2 及び別表 3）

① 総合効率化計画策定事業

流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律（平成 17 年法律第 85 号）第 4 条第 1 項に規定する総合効率化計画の策定のための調査事業。

○補助対象経費

- ・計画策定のための調査に要する費用（協議会開催等の事務費、データの収集・分析の費用、アンケートの実施費用、専門家の招聘費用、短期間の実証調査のための費用等）

② モーダルシフト推進事業

認定総合効率化計画に基づき実施する事業であって、貨物自動車による陸上輸送から鉄道輸送又は船舶を利用した海上輸送へ転換すること等により、CO₂ 排出量の削減を図ることを目的として実施する事業。

○補助対象経費

・貨物自動車による陸上輸送から鉄道又は海上輸送に転換する場合に係る運行経費【転換貨物】

※ 認定総合効率化計画に基づいて貨物自動車から鉄道又は海上輸送に転換する場合に限るものとする。

・鉄道又は海上輸送により新規貨物を輸送する場合に係る運行経費【新規貨物】

※ 総合効率化計画の認定の日以前の1年間に輸送実績のない貨物については、新規貨物として取り扱うものとする。

※ 補助の対象とならない貨物が混載した輸送に係る運行経費については、補助対象外とする。

③ 幹線輸送集約化推進事業

認定総合効率化計画に基づき実施する事業であって、発荷主から着荷主までの輸送距離が概ね30km以上ある貨物自動車による輸送において、複数荷主の貨物を集約して、積載率を向上させて、走行車両台数及びCO₂ 排出量の削減を図ること等を目的として実施する事業。

○補助対象経費

・輸送の集約化に伴って新たに発生する増加分の運行経費

(3) 補助対象期間

① 総合効率化計画策定事業

平成28年4月から平成29年2月末までの計画策定のための調査に要する費用を対象とする。

② モーダルシフト推進事業・幹線輸送集約化推進事業

総合効率化計画の認定の日以降の輸送から平成29年2月末までの輸送に係る運行経費を対象とする。

3. 補助金の額の算出方法（交付要綱第4条、別表1、別表2及び別表3）

(1) 総合効率化計画策定事業

定額（上限額200万円）とする。

(2) モーダルシフト推進事業・幹線輸送集約化推進事業

補助対象経費に補助率1/2を乗じて得た額以内とする。

ただし、モーダルシフト推進事業については、鉄道輸送又は海上輸送に係る運行経費（末端のトラックによる陸上輸送部分についても補助対象経費に含めてもよい）に補助率1/2を乗じて得た額と、次表による輸送手段及び輸送種別毎の輸送距離に応じた補助単価に、補助対象期間の輸送数を乗じて得た額のいずれか少ない額を補助金の額とする。

輸送手段	輸送種別	補助単価(円)	
		500 km未満	500 km以上
コンテナ	12ft コンテナ	3,000	6,000
	20ft コンテナ	5,000	10,000
	31ft コンテナ	8,000	16,000
	40ft コンテナ	10,000	20,000
トラック (単車)	全長 6m 未満	2,000	4,000
	全長 6～8m 未満	3,000	6,000
	全長 8～12m 未満	8,000	16,000
トレーラー (ヘッドを除く)	全長 8m 未満	5,000	10,000
	全長 8m 以上	10,000	20,000

※輸送距離については、輸送経路毎の転換後の距離で判断するものとする。

※コンテナ輸送でない場合には、12ft コンテナ換算で判断するものとする。

例 1：ロールボックスパレット 1 個は、面積に応じ 12ft コンテナに換算し、小数点第 1 位で四捨五入する。

例 2：客車を使用する場合には、車長 20m の荷物専用車の場合、12ft コンテナ 5 個分として換算し、小数点第 1 位で四捨五入する。

※上記にない輸送の種別（規格）については、個別に判断するものとする。

4. 補助対象事業者の認定方法（交付要綱第 3 条）

（1）事業計画の提出

交付要綱第 3 条で定める大臣の認定を受けようとする場合は、別に定める期限までに、様式 1-1、様式 1-2 又は様式 1-3 による事業計画に、以下の書類を添えて提出するものとする。

- ① 補助対象経費の算出の根拠となる書類（見積書、仕様書、計算書、輸送の実績等を明らかにした書類等）
- ② その他、事業計画を審査する上で参考となる書類（各構成員の事業の概要を記載したパンフレット類や輸送経路・距離、CO₂排出量等の算出の根拠を明らかにした書類等）

（2）総合効率化計画に係る事業計画の審査

大臣は、事業の新規性・先導性等を考慮しつつ、本事業を実施する者として認めるときは、交付要綱第 3 条で定める補助対象事業者として認定した旨を、様式 2 により通知するものとする。

（3）モーダルシフト推進事業・幹線輸送集約化推進事業に係る事業計画の審査

大臣は、以下の評価項目に基づき、外部有識者で構成する評価委員会における事業計画の評価結果を踏まえ、温室効果ガスの削減による地球温暖化の防止及び低炭素型の物流体系の構築に資する取組みである等の理由により、本事業を実施する者として認めるときは、交付要綱第 3 条で定める補助対象事業者として認定した旨を、様式 2 により通知するものとする。

評価項目	評価の視点
①事業の新規性・先導性	新規性があり、今後他のモデルとなるような波及効果が見込まれる事業であるか。
②事業の有効性・効率性	CO ₂ 排出削減効果の高い事業であるか。
③事業の実現可能性	計画どおり実施できる事業であるか。
④事業の継続可能性	補助金による支援が終了した後も、継続して実施可能な事業であるか。
⑤他の環境負荷低減の取組との関連	国又は地方公共団体が推進する他の環境負荷低減の取組に関連する事業であるか。

5. 補助金の交付申請（交付要綱第5条）

前項の規定により認定を受けた補助対象事業者は、認定の通知を受けた日から2週間以内に、交付要綱第5条の規定に基づき、交付要綱第1号様式による補助金交付申請書を提出するものとする。ただし、特別な事情がある場合は、予め届け出た場合に限り、これによらないことができるものとする。

また、事業計画と補助金交付申請書の提出を同時に行うこともできるものとし、この場合、以下（1）①及び②で掲げる添付書類の提出は省略できる。

（1）交付申請書の添付書類

- ① 事業計画（認定を受けた事業計画と認定通知書の写しを添付すること。）
- ② 補助対象経費の算出の根拠となる書類（事業計画の認定申請時に提出したものから変更がない場合は、添付を省略することができる。）
- ③ 振込先調書（様式3）（協議会名義の口座を作成し、通帳の写しを添付すること。なお、交付申請時に添付できない場合は、交付の決定までに作成の上、提出すること。）
- ④ その他補助金の交付に関して参考となる書類

（2）交付決定の通知（交付要綱第6条）

交付申請書の内容を審査の上、交付決定を行った者については、交付要綱第6条の規定に基づきその旨を通知するものとする。

6. 事業計画の変更（交付要綱第7条）

交付要綱第7条で定める補助対象事業の軽微な変更とは、補助対象経費の減少額が20%未満の場合（1月末の時点で補助対象期間の終了時点までの補助対象経費の減少額の見込みが20%未満の場合を含む）と、次項に基づく月次報告における毎月の輸送実績に鑑み、補助対象期間の終了時点までの輸送見込みが、当初作成された事業計画と比較して20%未満の割合で下回る場合とする。

7. 月次報告と事業計画の変更（交付要綱第7条及び第11条）

(1) 月次報告の提出

運行経費にかかる補助金の交付の決定を受けた補助対象事業者は、交付要綱第 11 条第 1 項の規定に基づき、補助対象事業に係る毎月の輸送実績を、翌月 15 日（土、日又は祝日にあたる場合はその前の平日）までに、様式 4-1 又は様式 4-2 により提出するものとする。

なお、報告の対象となる期間は、運行経費にかかる補助金の交付の対象となる最初の月分の輸送から、交付要綱第 12 条で定める補助対象事業の完了実績報告書を提出する予定の月の前々月分までとする。

(2) 事業途中での事業計画の変更

補助対象事業者は、補助対象事業が以下の事項に該当する場合は、変更後の事業計画を添えて、交付要綱第 7 条に基づく交付決定（変更）申請書を速やかに提出するものとする。

なお、下記①から③までの変更申請は、1 月末までに行うものとし、それ以降、①の変更申請を行う必要が生じた場合においても、これを行うことを要しない。

- ① 補助対象経費の減少額が 20%以上となる場合、又は 1 月末の時点で補助対象期間の終了時点までの補助対象経費の減少額の見込みが 20%以上となる場合。
- ② 前記(1)による毎月の輸送実績に鑑み、補助対象期間の 12 月末までの輸送実績が、当初作成された事業計画と比較して 20%以上の割合で下回る場合。
- ③ 前記(1)による毎月の輸送実績に鑑み、補助対象期間の終了時点までの輸送見込みが、当初作成された事業計画と比較して上回る場合であって、交付決定の変更を受けようとする場合。
- ④ 輸送経路を変更、追加又は廃止する場合。

8. 補助対象事業の完了実績報告（交付要綱第 12 条）

(1) 提出書類

- ① 補助対象事業完了実績報告書（交付要綱第 8 号様式）
- ② 事業計画（実績報告）（様式 5-1、様式 5-2 又は様式 5-3）
- ③ 補助対象経費の実績額を明らかにした書類（契約書、請求書及び輸送の実績等を明らかにした書類等）
- ④ 補助対象経費の支払いを証する書類（領収書、振込金受取書や通帳の写し等。添付出来ない場合は、後日提出する旨を約する確約書を提出すること。）
- ⑤ その他補助対象事業の実績を審査する際に参考となる書類（総合効率化計画策定事業により総合効率化計画が認定された場合は、認定された総合効率化計画 等）

(2) 提出期限

交付要綱第 12 条で定める期限（補助対象事業が完了した日若しくは補助対象事業の廃止の承認があった日から 30 日を経過した日又は 3 月 15 日（土、日又は祝日にあたる場合はその前の平日）のいずれか早い日）までとする。

9. 額の確定及び補助金の支払い（交付要綱第 13 条、第 14 条、別表 1、別表 2 及び別表 3）

(1) 額の確定

完了実績報告書の内容を審査の上、補助対象事業の実施に要した補助対象経費の実績額に基づく補助金額又は交付決定額（交付決定額を変更した場合は、変更後の額）のいずれ

か少ない額において交付すべき補助金額を確定し、交付要綱第 13 条の規定に基づきその旨を通知するものとする。

(2) 補助金の支払い

確定した補助金について、交付要綱第 10 号様式による補助金支払請求書に基づき、指定の口座に振り込むものとする。(精算払)

10. 総合効率化計画策定事業・モーダルシフト推進事業・幹線輸送集約化推進事業に係る補助事業終了後の実施状況等の報告 (交付要綱第 11 条又は第 15 条)

(1) 実施状況の報告

交付要綱第 11 条第 1 項の規定に基づき、補助対象事業者は、補助対象事業が終了した後の補助対象事業に係る実施状況を報告するものとする。

(2) 報告期間及び時期

補助金の交付を受けた補助対象事業者においては、補助対象期間の満了の日の翌月から 2 年間の補助対象事業に係る実施状況 (総合効率化計画策定事業については、当該補助事業で策定した総合効率化計画の実施状況を含む) を当該報告対象期間満了の日から 30 日以内に、様式 6-1 又は様式 6-2 により提出するものとする。

(3) 補助金の返還

天災地変や景気の変動等による貨物量の減少等、止むを得ない特段の事情がある場合を除き、前記 (2) の報告期間において補助対象事業が継続されていない場合は、交付決定の全部又は一部を取り消し、交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずる場合があるものとする。

(4) その他の報告

前記 (2) による実施状況の報告以外に、交付要綱第 11 条第 1 項の規定に基づき、補助対象期間の満了の日までの補助対象事業の実施状況等について、別途提出期限を定めて報告を求める場合があるものとする。

附 則

この要領は、平成 24 年度の補助金から適用する。

改正後のこの要領は、平成 24 年 8 月 23 日から適用する。

附 則

この要領は、平成 26 年度の補助金から適用する。

附 則 (平成 27 年 3 月 27 日付け国総物第 73 号)

この要領は、平成 26 年度の補助金から適用する。

附 則 (平成 28 年 6 月 23 日付け国総物第 25 号)

この要領は、平成 28 年度の補助金から適用する。